

## 狩口地域センター公衆無線 LAN サービス利用規約

### (目的)

第1条 この規約は、狩口地域センター（以下「施設」という。）の来訪者の利便性の向上を目的として整備した無線によるインターネット接続環境（以下「無線 LAN」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (サービスの内容)

第2条 利用者は、施設が提供する無線 LAN を利用してインターネットに接続することができる。

### (利用場所及び利用時間)

第3条 無線 LAN の利用施設、利用場所及び利用時間は別表のとおりとする。

### (利用者の資格)

第4条 無線 LAN を利用できる者（以下「利用者」という。）は来訪者のうち個人に限るものとし、法人その他の団体による組織的な利用は認めない。

### (利用者が準備するもの)

第5条 無線 LAN の利用希望者（以下「利用希望者」という）は、以下の機器等を準備するものとする。

- (1) Wi-Fi 機能を搭載したパーソナルコンピューター、スマートフォン、タブレット等（必要な電源を含む。）
- (2) Web ブラウザ等のインターネット接続に必要なアプリケーション

### (利用料金)

第6条 無線 LAN の利用料金は、無料とする。

### (利用の手続)

第7条 利用希望者は、本規約及び無線 LAN サービス提供委託先である株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス（以下「サービス管理者」という。）のフリーWi-Fi サービス利用規約に同意のうえ、以下のいずれかの方法により利用申込みを行うものとする。

#### (1) メール認証方式

無線 LAN 接続時に表示される Web ブラウザ画面で、そのブラウザを表示している端末で受信可能なメールアドレスを入力し仮登録を行い、仮登録したメールアドレスに送られるメール本文に記載されるリンク先をクリックする。

#### (2) SNS 認証方式

無線 LAN 接続時に表示される Web ブラウザ画面で、SNS アカウントを用いて認証を行い、ログインする。

#### (3) OpenRoaming

OpenRoaming 対応端末において、本人性確認が完了したプロファイル（以下「OpenRoaming プロファイル」という。）を利用することにより、無線 LAN への接続を行う。

### **(利用の承認)**

第8条 サービス管理者は、前条第1号又は第2号の規定による利用申込みが行われた場合、当該利用希望者にID及びパスワードを交付する。

- 2 前項によりID及びパスワードの交付を受けた者(以下「ID交付による利用者」という。)は、当該ID及びパスワードを使用して無線LANを利用できる。
- 3 ID及びパスワードの有効期限は利用当日のみとし、再度利用する場合は前条に規定する手続を改めて行うものとする。
- 4 前条第3項の規定による利用申込みが行われた場合、サービス管理者は利用希望者にOpenRoamingプロファイルを交付する。
- 5 前項によりプロファイルの交付を受けた者(以下「プロファイル交付による利用者」という。)は、当該プロファイルにより無線LANを利用できる。

### **(パスワード等の管理)**

第9条 利用者は、交付されたID、パスワード及びOpenRoamingプロファイル(以下「パスワード等」という。)を厳重に管理しなければならない。

- 2 利用者は、パスワード等を他者に貸与または譲渡してはならない。
- 3 パスワード等の管理不十分、使用上の過誤又は第三者による不正利用等により生じた損害の責任は利用者が負うものとし、神戸市、施設管理者及びサービス管理者(以下「管理者等」という。)は一切の責を負わない。

### **(利用資格の停止・取消)**

第10条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、管理者等は事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用資格を停止もしくは取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽の内容で利用申込みを行ったことが判明した場合
- (2) 前条及び第11条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (3) 前2項に掲げる場合のほか本規約に違反した場合
- (4) その他利用者として不適切と管理者等が判断した場合

### **(禁止行為)**

第11条 利用者は、無線LANの使用中に次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 第三者のプライバシー、著作権、その他法令により規定されている権利を侵害する行為および侵害するおそれのある行為
- (2) 管理者等または第三者に不利益または損害を与える行為
- (3) 管理者等または第三者を誹謗中傷する行為
- (4) 公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為、もしくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為
- (5) 犯罪的行為、または犯罪的行為に結びつく行為、もしくはそのおそれのある行為
- (6) 営利目的のために行う行為
- (7) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動またはこれに類する行為

- (8) 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する行為
  - (9) 性風俗、宗教、政治に関する活動
  - (10) ID 及びパスワードを不正に使用する行為
  - (11) 無線 LAN 機器を物理的または電磁的に破壊する行為
  - (12) 無線 LAN 接続中、別回線にて他のネットワークと接続する行為、または無線 LAN と他のネットワークをゲートウェイ接続する行為
  - (13) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを作成、取得または流布する行為
  - (14) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
  - (15) DoS 攻撃等のサイバーテロ行為
  - (16) 無線 LAN 上を流れているデータを取得し、その内容などを漏らしたり窃用したりした行為
  - (17) 前各号に掲げるもののほか、法令、兵庫県条例、神戸市条例に違反する行為
  - (18) 前各号に掲げる行為を助長する行為および他の者と共謀して行う行為
- 2 前項に該当する利用者の行為によって、管理者等、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合、利用者は、利用者の資格を喪失した後であっても、すべての法的責任を負うものとし、管理者等は一切の責任を負わないものとする。

#### (運用の中止)

第 12 条 管理者等は、以下のいずれかに該当する場合、無線 LAN の運用を中止することができる。

- (1) 無線 LAN のシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
  - (2) 暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、当無線 LAN の運用が通常どおりできなくなった場合
  - (3) 無線 LAN のシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
  - (4) その他、管理者等が無線 LAN の運用上、一時的な中断が必要と判断した場合
- 2 無線 LAN の利用の中止により、利用者または第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、管理者等は一切の責めを負わないものとする。

#### (免責等)

第 13 条 管理者等は、無線 LAN のサービスの内容及び利用者が無線 LAN を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

- 2 無線 LAN のサービスの提供、遅滞、変更、中止若しくは廃止、無線 LAN サービスを通じて登録、提供もしくは収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他無線 LAN に関連して発生した利用者の損害について、管理者等は一切責任を負わないものとする。

- 3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- 4 無線 LAN への接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。パーソナルコンピュータの機種、基本ソフトウェア、Web ブラウザ等によって、無線 LAN を利用できない場合があっても、管理者等は一切責任を負わないものとする。
- 5 利用者が無線 LAN を利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、管理者等は一切の責任を負わないものとする。
- 6 管理者等は、無線 LAN の適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録したり、特定の Web サイトへの接続を制限したりすることができるものとする。

**(本規約の変更)**

第 14 条 神戸市は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

**(別表)**

利用可能施設	利用場所※	利用時間
狩口地域センター	集会所、小会議室、和室、広場	施設開館時間帯

※ 電波伝搬の状況により、別表に掲げる利用場所内であっても利用できない場合がある。

※ メンテナンス等により、予告なくサービスを停止することがある。

※ イベント等により、サービス時間を延長することがある。

**附則**

この規約は、令和 8 年 3 月 6 日から施行する。